

第5章 計画推進のための主要施策

本計画においては、廃棄物の現状と課題及び循環型社会形成に向けての目標、循環型社会形成に向けた施策の方向性を踏まえ、各部局間、市町村等との連携を深め、次のように施策を進めていきます。

基本理念

各主体が連携した循環型社会の形成

第1節 一般廃棄物に関する施策

	施策の方向性(※)
1 一般廃棄物多量排出事業者制度の推進	3 Rの推進, 適正処理
2 経済的手法の導入の検討	3 Rの推進, 連携
3 在宅医療廃棄物の適正処理の推進	適正処理
4 一般廃棄物処理施設の整備	3 Rの推進, 適正処理, 低炭素化・自然共生
5 浄化槽の普及と維持管理の徹底	適正処理

第2節 産業廃棄物に関する施策

1 廃棄物処理法等に基づく処理業者, 施設への指導等	適正処理
2 施設設置許可手続きにおける事前審査制度の推進	
3 産業廃棄物多量排出事業者制度の推進	3 Rの推進, 適正処理
4 PCB廃棄物の適正処理の推進	適正処理
5 重点 産業廃棄物処理施設の確保	3 Rの推進, 適正処理
6 特別管理産業廃棄物の対策の推進	適正処理

第3節 その他適正処理に関する施策

1 重点 不法投棄防止対策の推進	適正処理
2 海岸漂着物対策の推進	
3 重点 災害時等における廃棄物処理の対策の推進	適正処理, 連携
4 アスベスト廃棄物の適正処理の推進	適正処理

第4節 資源循環・低炭素化・自然共生の統合的な取組に関する施策

1 重点 ごみの分別収集の徹底・資源物回収の促進	3 Rの推進, 連携
2 重点 いばらきゼロ・エミッションの推進	
3 各種リサイクル法に基づくリサイクルの推進	3 Rの推進, 適正処理
4 部門別廃棄物のリサイクル・適正処理の推進	
5 温室効果ガスの排出抑制の対策	低炭素化・自然共生
6 廃棄物系バイオマスの利活用の促進	

第5節 循環型社会形成のための普及啓発等に関する施策

1 重点 県民への啓発	3 Rの推進, 連携
2 優良な事業者の育成・支援	

※ 施策の方向性：第4章の循環型社会形成に向けた施策の方向性に対応

- ① 3 Rの推進, ② 廃棄物の適正処理の推進 (= 適正処理), ③ 低炭素社会, 自然共生社会への貢献 (= 低炭素, 自然共生), ④ 各主体による連携による取組の推進 (= 連携)

第1節 一般廃棄物に関する施策

1 一般廃棄物多量排出事業者制度の推進

事業系ごみの削減のため、市町村等が事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に対して減量等の計画を提出するよう指導する「一般廃棄物多量排出事業者制度」の導入について検討します。

2 経済的手法の導入の検討

ごみ処理の有料化により排出抑制が進むだけでなく、従来はごみとして排出されていたものの中に含まれる資源物が分別され、リサイクルが促進されるなどの効果が見込まれます。

平成28年1月時点で、27市町村がごみ処理の有料化を導入していますが、分別収集区分の拡大と併せて、市町村に有料化の導入及びその見直しを働きかけます。

3 在宅医療廃棄物の適正処理の推進

平成17年9月の環境省通知及び平成20年の「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進の手引き」において、在宅医療廃棄物のうち、訪問診療、往診で使用した医療用注射針や点滴針の鋭利なものについては、感染の危険性が高いため、医師や看護師が持ち帰り、医療機関で産業廃棄物（感染性廃棄物）として処理することが望ましいと示されました。また、その他感染の危険性が低いチューブ・カテーテル類、ペン型注入器、針ケース付注射器などは、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられるとしています。今後、社会の高齢化に伴い、在宅医療廃棄物が増加すると予想されることから、県は市町村が行う在宅医療廃棄物の処理に関して必要な技術的助言を行い、在宅医療廃棄物の適正処理の確保に努めます。

4 一般廃棄物処理施設の整備

(1) ごみ処理施設の整備促進

一部の市町村等の焼却施設、粗大ごみ処理施設等については、整備から相当の年数が経過していることから、施設の延命化や計画的な更新を行う必要があります。また、再生利用を推進するためのリサイクルセンターや生ごみたい肥化施設等の整備について検討する必要があります。

県は、市町村が行う施設整備に当たって、国交付金の活用など必要な助言を行い、適宜国から収集した情報を市町村に提供するとともに、焼却施設における熱回収及び廃棄物発電の導入、再生利用を図るための施設の整備を促進します。

(2) ごみ処理施設の安全性・信頼性の確保

市町村等が行うごみ処理施設における一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき、処理状況の把握やダイオキシン類の排出状況などの環境監視を自ら適切に行うことで、一般廃棄物処理の安全性・信頼性を確保するよう指導します。

(3) ごみ処理の広域化

県は、地域の実情に合わせたごみ処理の広域化を促進するため、広域連携を図ろうとする市町村に対し、施設整備に係る国交付金の活用や、疑義照会への対応を通して支援を行います。

(4) 最終処分場の確保

3Rを推進することにより最終処分量をできる限り削減し、最終処分場の延命化を図ることが必要ですが、それでも残る廃棄物の適正処分を確保するため、市町村等における最終処分

場の計画的な整備が図られるよう支援を行います。また、周辺市町村との広域的な整備や公共処分場や民間処分場の活用について必要な助言を行います。

5 浄化槽の普及と維持管理の徹底

(1) 浄化槽の普及促進

生活排水処理施設の整備を一体的に推進するためのマスタープランである「生活排水ベストプラン」に基づき、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去を促進します。特に、霞ヶ浦流域においては、高度処理型浄化槽の設置を促進します。

(2) 浄化槽の維持管理の徹底

浄化槽がその機能を十分に発揮するためには、定期的な保守点検や清掃といった維持管理とその状況を確認する法定検査が重要であるため、保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる一括契約システムの普及に努めるとともに、法定検査未受検者への文書・訪問による受検指導を実施します。

(3) 霞ヶ浦流域等対策

県では、森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼、河川などの公益的機能の重要性に鑑み、これらの環境の保全に資する施策の一層の推進を図るため、平成20年度から「森林湖沼環境税」を導入しています。

今後とも、生活排水による霞ヶ浦流域への環境負荷低減のため、高度処理型浄化槽の設置、単独処理浄化槽の撤去、及び下水道への接続等の促進を引き続き実施します。

第2節 産業廃棄物に関する施策

1 廃棄物処理法等に基づく処理業者，施設への指導等

(1) 処理施設への立入検査の実施

産業廃棄物の適正処理を確保するため，産業廃棄物処理施設について，定期的な立入検査を実施し，適正な廃棄物の保管や維持管理の実施などの指導を今後も継続します。

(2) 広域移動する廃棄物の監視

県境を越えて移動する産業廃棄物について，その広域移動の実態の把握に努めるとともに，県内に搬入・処分される産業廃棄物については，他都道府県と連携を図り，適正処理のため「県内搬入処分事前協議制度」等によるチェック体制を確保します。

(3) 優良な産業廃棄物処理業者の育成

産廃処理業許可業者に対し，「優良産廃処理業者認定制度」の概要や相談窓口の案内についてのリーフレット等を配布し，優良認定申請を促進します。また，排出事業者向けのリーフレットも作成し，外郭団体等を通して配布を依頼し，同制度の認知度を高めます。

2 施設設置許可手続における事前審査制度の推進

産業廃棄物処理施設の設置や自動車リサイクル法に基づく解体業，破砕業の許可申請時に事前審査を実施することにより，今後も継続して廃棄物の適正処理の確保を推進します。

3 産業廃棄物多量排出事業者制度の推進

産業廃棄物多量排出事業者制度とは，前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者（多量排出事業者）が「産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画」を策定し，これを公表することにより事業者の自主的な取組を促進しようとするものです。

定期的な立入検査を実施するなどのフォローアップを行うほか，指導の強化に努めます。

4 PCB廃棄物の適正処理の推進

平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に関する特別措置法」等が施行され，PCB廃棄物保管事業者は，平成39年3月31日までに処分することが義務付けられています。

県内のPCB廃棄物のうち高濃度のPCB廃棄物は，中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が北海道室蘭市に設置したPCB処理施設において処理することとなっており，高圧トランス及びコンデンサについては平成34年度，安定器等・汚染物については平成35年度までに計画的に処理を完了することとしています。

そのため，保管事業者等に対して計画的な期限内処理を指導するとともに，PCB廃棄物及びPCB使用製品の掘り起こし調査を実施します。

5 産業廃棄物処理施設の確保【重点】

(1) 地域環境に配慮した産業廃棄物処理施設の確保

事業者が設置する自社処理施設，産業廃棄物処理業者が設置する施設については，立入検査等の制度を活用して不適正処理の防止を図るとともに，新設に際しては，生活環境影響調

査の実施などを求め、周辺地域の生活環境の保全が図られるよう指導するとともに、県民に対し処理施設の必要性や安全性などについて正確な情報の提供に努めます。

(2) エコフロンティアかさまの活用

県関与公共処分場「エコフロンティアかさま」は、最新技術を導入した安全性の高い管理型最終処分場と高い発電効率の熔融処理施設を有しています。この施設を一般廃棄物、産業廃棄物の処理に係る基幹的施設として活用し、適正処理及びリサイクルを推進します。

(3) 最終処分場の確保の検討【新規】

最終処分場の残余容量が減少傾向にあることから、新たな最終処分場の確保について検討を進めます。

6 特別管理産業廃棄物の対策の推進

(1) 排出事業者、処理業者への適正処理のための監視・指導の実施

爆発性、毒性、その他人の健康や生活環境に支障を生じさせるおそれのある特別管理産業廃棄物は、その性状に応じた適正処理を行う必要があることから、監視・指導を強化し、排出事業者、処理業者に対して適正処理を徹底します。

(2) 医療機関への適正処理のための指導、立入検査の実施

感染性廃棄物を排出する医療機関に対しては、院内分別の徹底、廃棄物処理業者へ委託した後の廃棄物の処理状況の把握などについて指導の徹底を図ります。さらに、医療法の規定に基づく立入検査を計画的に実施し、医療行為から排出される感染性廃棄物の処理状況などを確認することにより、医療行為から排出される廃棄物の適正処理を推進します。

第3節 その他適正処理に関する施策

1 不法投棄防止対策の推進【重点】

(1) ごみ散乱防止対策の推進

1) ごみ散乱防止条例の制定促進

ごみの散乱防止対策として「地球環境保全行動条例」に基づき、市町村との連携の下、ごみ回収活動や投げ捨て防止の啓発を実施するとともに、全市町村に対して「ごみ散乱防止条例」を制定するよう促します。

2) ごみ散乱防止キャンペーンの実施

地域におけるごみの散乱を防止し、地域の環境美化を推進するため、「ごみ散乱防止キャンペーン」を実施し、県民意識の向上を図ります。

3) ポスター・標語コンテストの実施

県内の小・中・高校生を対象に「ごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスター・標語コンテスト」を実施し、意識の啓発を図ります。

(2) 産業廃棄物の不法投棄防止対策の推進

1) 監視・指導體制の強化

悪質巧妙化する不法投棄事案に対応するため、生活環境部廃棄物対策課に設置する不法投棄対策室に、引き続き併任警察官を配置するとともに、各県民センターに不法投棄監視班を設置し、不法投棄の監視・指導體制の強化を図ります。

2) 民間警備会社への監視委託

不法投棄や野外焼却は、休日や夜間・早朝などの時間帯に行われることが多いため、引き続き民間警備会社に不法投棄現場等の監視業務を委託し監視の強化に努めます。

3) 県境の監視強化

不法投棄の多い鹿行・県南・県西地域の県境の橋付近及び常磐自動車道首都圏中央連絡自動車道・東関東自動車道のインターチェンジ付近に監視カメラを設置し、県外からの不法投棄車両の監視強化を図ります。

4) 空中からの監視強化

高い堀に囲まれて容易に不法投棄を発見できないような場所等を、ドローンを活用して空中から監視し、不法投棄の早期発見・早期指導を図ります。

5) フリーダイヤル不法投棄110番による情報収集体制の整備

不法投棄の通報専用電話を設置し、県民からの情報収集を行います。

6) 民間企業との不法投棄監視協定の締結

早朝・夜間や山間部など、人の目の行き届きにくい時間帯や場所の監視を強化するため、平成28年1月時点で18団体、2企業と監視協定を締結しています。今後、既締結団体との連携をさらに強化し、また新たな業界団体等との監視協定の締結を推進します。

7) ボランティア不法投棄監視員による日常的な監視体制の強化

不法投棄の防止には、早期発見・早期対応が最も重要であることから、引き続き、500名体制のボランティア不法投棄監視員を県下全域に配置するほか、県職員を県庁監視員として委嘱し、日常生活の中での監視を継続します。

8) 土砂と称した廃棄物の不法投棄等の防止対策

建設工事から排出される土砂(=残土)と称した廃棄物の不法投棄の監視に努めるとともに、有害物質を含んだ土砂等を用いた埋立等による土壤汚染、土砂等の崩壊や流出等を防止するため、土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例を施行し、土地の埋立等区域面積が5,000㎡以上について県の許可を要することとしており、引き続き適正な運用に努めます。また、5,000㎡未満の土砂等による土地の埋立等については、県内全市町村が条例を制定しており、県と市町村が連携して適正な土地の埋立等の推進に努めます。

9) 市町村職員に対する産業廃棄物不法投棄等の現場への立入検査権限の付与

産業廃棄物に係る不法投棄現場等への立入検査権限や残土条例に基づく土砂等の埋立等に係る立入検査権限を市町村職員に付与し、監視指導の取組を推進します。

10) 不法投棄防止強調月間の実施

6月と11月を「不法投棄防止強調月間」と定め、警察や市町村等の関係機関と連携し、ヘリコプターによるスカイパトロールや車両によるランドパトロール、早朝・夜間パトロール、建設解体工事現場パトロール及び廃棄物運搬車両の一斉検査等を集中的に行い、不法投棄防止等に努めます。

11) 野外焼却禁止の啓発

平成13年度に全面禁止となった野外焼却については、廃棄物の適正処理が図られるよう、引き続き市町村と協力して県民や事業者への啓発に努めます。

2 海岸漂着物対策の推進

国は、海岸漂着物等が、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしているとし、平成21年7月に海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的とした「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)を制定しました。

県は、同法第14条第1項の規定により、「茨城県海岸漂着物対策推進地域計画」を作成し、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及び対策の内容、市町村、県民や民間団体等の役割分担や連携・協働に関する事項等を定め、海岸漂着物対策を推進します。

3 災害時等における廃棄物処理の対策の推進【重点】

本県は、平成23年3月の東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨など、大規模な災害に見舞われました。県といたしましては、これらの災害対応の経験を踏まえ、県民の皆様が安全、安心、快適に暮らすための災害に強い廃棄物処理体制の構築に努めます。

非常災害により生じた廃棄物(災害廃棄物)は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあります。生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速な処理に努めます。

また、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うためには、処理施設の整備、人材育成等が行われるよう、平時の廃棄物処理行政からの切れ目のない対応が必要であり、県、市町村、事業者等の各主体において事前の備えを確実に進め、密接な連携体制の構築します。

(1) 災害廃棄物処理計画の策定 【新規】

災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うために、県は、災害に備えた実効性の高い処理計

画を策定します。当該計画には、廃棄物処理法第5条の5第2項第5号及び国の基本方針に基づき、非常災害時における廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策を推進するための基本的な事項等を盛り込みます。

また、県は、市町村における災害廃棄物処理計画の策定に係る指導・助言などを行います。

(2) 廃棄物処理支援体制

災害時及び処理施設の被災時等廃棄物処理については、県内5地区で市町村等が相互に支援する協定を締結しているほか、県と一般社団法人茨城県産業廃棄物協会が支援協定を締結しています。また、「エコフロンティアかさま」において緊急時の受入体制を構築しています。これらの体制を維持し、市町村等、県、国が連携して災害時には適正、迅速に対応します。

(3) 災害時に備えた一般廃棄物処理施設の強化 【新規】

平成23年に発生した東日本大震災では、大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことの重要性が改めて浮き彫りとなりました。今後は、大規模災害等に備え、広域圏で処理体制を築いておく必要があります。その前提として災害時等における処理体制の代替性及び多重性の確保の観点から、各一般廃棄物処理施設が備えている能力を最大限発揮できるよう常時設備を整備しておく必要があります。県は、国交付金の活用など、市町村が一般廃棄物処理施設の更新・改良により地域の廃棄物処理体制を強化できるよう技術的な助言等を行います。

茨城県災害廃棄物処理計画の策定について

1 目的

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の洪水では、大量の災害廃棄物が発生した。災害廃棄物は、短期間に膨大な量が発生するものであり、可能な限り迅速に、かつ、限られた期間内に処理する必要があること、また、雑多な種類の廃棄物が混ざっていて分別が困難であり、適正処理、再生利用が困難であることなどの課題がある。

そのため、被害が発生してから措置を講じるのではなく、あらかじめ災害の規模、廃棄物の発生量とその種類、浸水の可能性のある区域の把握、廃棄物が発生する地域の特性等を予測したうえで、施設の強靱化などの防災的観点も踏まえ、可能な限り事前に対策を講じておくことが必要である。

よって本県の地勢・産業構造・人口分布、さらに今回の水害で得られた知見や教訓、国の指針等を勘案し、災害廃棄物に関する処理方策をまとめた「茨城県災害廃棄物処理計画」を策定する。

2 事業内容

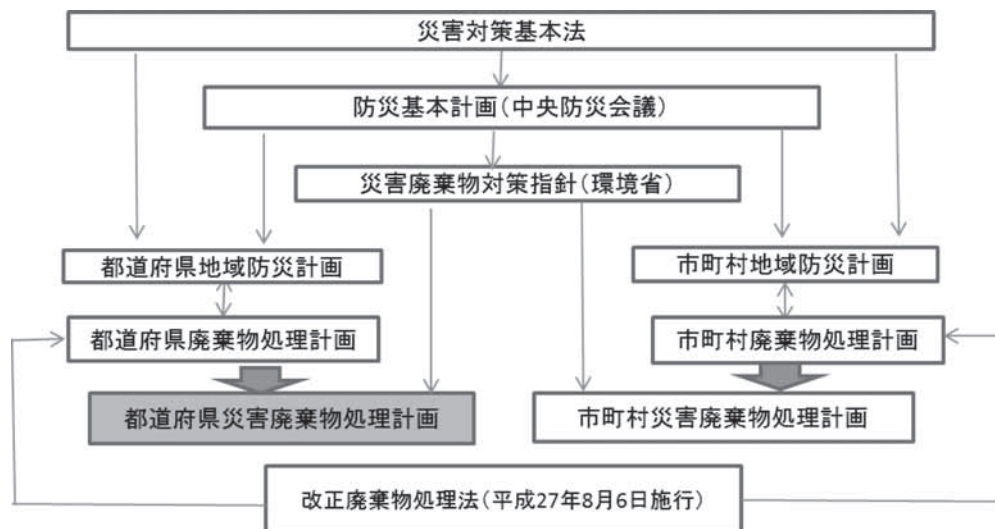
本県の重要政策として選定を経て、平成 28 年度に茨城県災害廃棄物処理計画策定事業として事業化を図り実施する。次の事項について、有識者会議を設置し、審議のうえ計画を策定する。

< 計画に盛り込む主な事項（予定） >

- ①被災地域の予測
- ②水害等の災害種別の廃棄物発生量の予測
- ③仮置場の確保と配置計画
- ④収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分の処理手順
- ⑤市町村内で処理が困難な場合を想定した周辺市町村との協力体制の確保
- ⑥仮置場での破碎・分別を行う体制の確保
- ⑦収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
- ⑧収集運搬車輛の確保とルート計画
- ⑨廃棄物処理法第 5 条の 5 第 2 項第 5 号及び国の基本方針に基づく、非常災害時における廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策を推進するための基本的な事項等

3 事業効果

災害発生時における迅速な災害廃棄物の処理が可能となる。



(4) 指定廃棄物への対応 【新規】

平成 23 年 3 月の原子力発電所の事故によって放出された放射性物質が、ごみの焼却灰・下水汚泥・稲わらなどに 8,000 ベクレル/kg を超えて含まれているもので、環境大臣が指定したものが指定廃棄物となっており、これらは国が責任を持って処理することとなっています。

平成 28 年 2 月の一時保管市町長会議において決定された、「現地保管を継続し、8,000Bq/kg 以下に自然減衰後、段階的に既存の処分場等で処理」する方針を踏まえ、定期的に保管施設の現地確認を行うとともに、個別施設ごとに国や保管者と協議を行い、保管の強化を進めるなど、指定廃棄物の安全・安心な処理を進めます。

(5) 家畜伝染病発生時の体制

鳥インフルエンザや口蹄疫など特定家畜伝染病が発生した際は、家畜伝染病予防法に基づき所有者が死体の焼却又は埋却を実施することになっています。

県では、発生時に茨城県危機管理指針に基づいて対策本部を設置し、各部局が連携して防疫措置を行います。

(6) 感染性廃棄物処理の体制

感染性廃棄物処理業者及び医療機関等に対して「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を周知徹底するとともに、感染性廃棄物処理業者に対して感染性廃棄物の処理を継続するよう要請します。

4 アスベスト廃棄物の適正処理の推進

引き続き、県庁及び各県民センターにアスベスト等適正処理指導員（嘱託）を配置し、行政、建設関係者、廃棄物処理業者等と連携を図るとともに、立入調査などによりアスベスト廃棄物の適正処理を推進します。

第4節 資源循環・低炭素化・自然共生の統合的な取組に関する施策

1 ごみの分別収集の徹底・資源物回収の促進【重点】

一般廃棄物の排出抑制及び再生利用を促進するためには、分別収集区分の拡大及びその徹底が重要となりますが、本県の市町村における分別収集区分は、最少7区分から最多26区分と大きな差が生じており、平均15区分程度となっています。

このため、県が市町村とともに検討して策定した「分別収集区分に関する指針」を活用するとともに、細やかな分別収集区分の実施事例等の情報を提供することなどにより、市町村における分別収集区分の拡大及びその徹底を促進します。

また、本県の資源物の集団回収量は増加傾向にありますが、市町村と連携し、集団回収に取り組む民間団体への啓発を行うことなどにより、資源物回収の促進を図ります。

2 いばらきゼロ・エミッションの推進【重点】

(1) 茨城県リサイクル製品認定制度

県では、平成17年から、県内で発生した循環資源を利用するなど一定の基準を満たすリサイクル製品を認定する「リサイクル製品認定制度」を実施しており、平成26年度までに13社15製品を認定しています。今後もホームページによる広報やイベントでの展示などにより、リサイクル製品の利用拡大とリサイクル産業の活性化を図ります。

(2) 茨城県廃棄物再資源化指導センター

県では、平成4年から、廃棄物の排出抑制、循環的利用の促進を目的とする相談窓口として茨城県廃棄物再資源化指導センターを設置しています。今後も廃棄物に関する相談（排出事業者とリサイクル事業者のマッチング等）、ホームページによる情報提供、情報誌の発行、廃棄物交換制度の運営等により、廃棄物の再資源化を推進します。

3 各種リサイクル法に基づくリサイクルの推進

(1) 容器包装リサイクルの推進

容器包装廃棄物については、市町村等が、容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画を策定し、分別収集、リサイクルを推進していますが、その他プラスチック製容器包装やその他紙製容器包装などでは分別収集が進んでいない状況にあります。県では、実施主体である市町村等と積極的な情報交換を行い、分別収集区分の拡大を促進します。

また、容器包装廃棄物の分別促進には、消費者である県民の理解と協力が不可欠であることから、その意識の啓発を図るとともに、分別収集に関する十分な情報を提供する必要があります。県は、引き続き、「レジ袋無料配布中止」、「エコ・ショップ制度」、「環境にやさしい買い物運動」等を推進するとともに、学校、職場などにおける環境学習機会の提供や出版物などを通じた県民の意識啓発、知識の普及に努めます。

(2) 使用済家電製品のリサイクルの推進

使用済家電製品については、家電リサイクル法に基づき、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の適正なりサイクルを促進します。家電4品目のうち、小売業者等が引取義務を負わないいわゆる義務外品については、市町村が回収体制を構築するよう促します。

また、減少傾向にあるものの、未だに家電 4 品目の不法投棄事案が確認されています。一部の違法な不用品回収業者が回収した使用済家電製品を不法投棄した事案が発生しており、こうしたことも不法投棄増加の一因と考えられます。県は、ボランティアや民間団体などと連携したパトロール等を実施するとともに、市町村等と連携し、廃棄物処理法に基づく立入検査を実施するなど未然防止対策を推進します。

使用済パソコンについては、引き続き回収方法等について周知・広報を図り、資源有効利用促進法に基づく回収とリサイクルを推進します。

(3) 使用済小型家電製品からのレアメタルの再資源化の促進

1) 市町村における使用済小型家電製品のリサイクルの推進

平成 27 年度の時点で県内 44 市町村の内 43 市町村が、市町村役場等の窓口に回収ボックスを設置する方法や、回収した一般廃棄物から使用済小型家電製品をピックアップする方法により使用済小型家電製品の回収を行っています。未実施の自治体については、平成 28 年度以降に使用済小型家電製品の回収を行い、全市町村において実施される見込みです。

県は、市町村において制度が円滑に推進されるよう技術的な助言等を行うとともに、国や市町村と協力しながらリサイクルの重要性や制度の中身についての普及啓発を行います。

2) 使用済小型家電製品からのレアメタル等の回収・再利用の促進

回収した使用済小型家電製品からレアメタルや貴金属など有用な資源を効率的かつ経済的に回収するリサイクル技術の開発等を目指した「戦略的都市鉱山リサイクルシステムの開発実用化プロジェクト」を推進することなどにより、再資源化の促進を図ります。

(4) 自動車リサイクルの推進

使用済自動車については、自動車リサイクル法に基づき、適正処理とリサイクルを推進しています。県では、引き続き電子 manifests システムの活用等による確認を行い、不適正処理が行われないように監視するとともに、解体業者等の関連事業者に対する指導を行います。

(5) 建設リサイクルの推進

建設副産物については、「建設リサイクル法」及び「茨城県建設リサイクル推進行動計画」に基づき、県内で行われる全ての公共工事及び民間建設工事を対象に、建設発生土、アスファルト塊、建設汚泥等のリサイクルに努めています。

今後とも、建設工事に関わる事業者等を対象とした研修会などにより、建設リサイクル法の徹底や建設リサイクルに関する普及啓発を図ります。また、県発注の公共工事においては、民間工事の先導的役割を担うことから「茨城県建設リサイクルガイドライン」や「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」及び「建設ゼロ・エミッション工事」等の実施に取り組み、廃棄物の排出抑制や再生資材の率先的な使用など、建設工事における排出抑制・再使用・再生利用等を推進します。

(6) 食品リサイクルの推進

県では、食品関連事業者等を対象に普及啓発活動を実施するとともに、県民に対しては、食品の買い過ぎ・作り過ぎの防止による食品ロスの削減や生ごみのたい肥化などによる発生抑制、リサイクルについて普及啓発を図ります。

(7) グリーン購入の推進

製品やサービスを購入する際には、必要性を十分考慮し、価格や品質、利便性、デザイン

だけでなく、環境への負荷が少ないものを優先して購入することが必要です。

県では、「茨城県グリーン購入推進方針」に基づき、環境資源の低減に資する環境物品等の優先的な購入を進めるとともに、県主催のイベントや広報誌等を通じて県民や事業者、市町村等におけるグリーン購入の普及啓発に努めます。

4 部門別廃棄物のリサイクル・適正処理の推進

(1) 上水道、下水道汚泥のリサイクルの推進

県が管理する浄水場、下水処理場から発生する脱水汚泥は、放射性セシウムを含む製品が市場に流通する前にクリアランスレベル以下となるものは有効利用されています。県では、クリアランスレベル以下の汚泥等についてはリサイクル100%とし、環境やコスト縮減を考慮した多様な有効利用を検討します。

(2) 家畜排せつ物のリサイクルの推進

1) 堆肥の利用促進

畜産業から発生する家畜排せつ物については、家畜排せつ物法に基づき、適正に処理されるよう引き続き指導します。

また、茨城県家畜排せつ物利用促進計画に基づき、耕種農家との連携強化や耕種農家のニーズに即した堆肥の生産や流通を促進し、資源循環型農業を推進します。

2) 霞ヶ浦流域対策

畜産による霞ヶ浦流域の環境負荷低減のため、霞ヶ浦流域内の堆肥の流域外への流通を促進します。

(3) 農業用使用済プラスチックのリサイクルの推進

農業用使用済プラスチックについては、公益社団法人茨城県農林振興公社が運営する園芸リサイクルセンターを核としたリサイクルシステムが構築されていることから、その適正な運用を図ります。

5 温室効果ガスの排出抑制の対策

本県では、地球温暖化防止対策の推進に関する法律に基づき策定した「茨城県地球温暖化対策実行計画（平成23年4月策定）」により、県民・事業者・NPOや市町村など、あらゆる主体が一体となって地球温暖化対策に積極的に取り組む「県民総ぐるみによる対策の推進」を基本方針として掲げ、「環境保全と経済成長の両立」、「低炭素社会の実現に向けた好循環の創出」、「本県の地域特性を活かした施策の推進」を基本理念として、経済成長と両立した本県にふさわしい低炭素社会の実現をめざしています。

平成24年度における廃棄物部門からの二酸化炭素排出量の割合は、県全体の二酸化炭素排出量の1.2%ですが、廃棄物の排出を抑制し、再使用や再生利用を進めることで、焼却処理等の対象となる廃棄物を減らし、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑制する必要があります。

(1) 焼却施設における排出抑制

3Rを推進することにより、廃棄物の焼却量をできる限り削減し、焼却施設から排出する温室効果ガスの排出を抑制するとともに、経費を考慮しつつ熱回収及び廃棄物発電の導入を促進します。

(2) **最終処分場における排出抑制**

バイオマスの利活用を促進することにより、汚泥や木くずなど有機性廃棄物の直接埋立をできる限り削減し、最終処分場からのメタンの排出を抑制します。

(3) **フロン類の回収・適正処理の推進**

カーエアコンに使用されているフロン類は、自動車リサイクル法に基づき、回収・適正処理を推進します。

また、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫に使用されているフロン類は、フロン回収破壊法又は家電リサイクル法に基づき、適正な回収及び処理を推進します。

6 廃棄物系バイオマスの利活用の促進

(1) **バイオマスの利活用の促進**

バイオマス活用推進基本法に基づき、県内のバイオマスの利活用を推進するための計画として、「バイオマス活用推進計画」を策定します。

間伐材、建設発生木材、木くず等の木質系バイオマスについては、市町村や事業者と連携し、建設資材、家畜の敷料や堆肥の水分調整剤、燃料などへの利活用を促進します。

産業から排出される食品廃棄物の飼料、堆肥などへの利活用を促進します。

家庭から排出される、剪定枝、生ごみ、廃食用油については、市町村等が分別収集を進め、堆肥、燃料などへの利活用を推進します。

下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥等については、その処理を担う市町村等や県が、セメント原料等の建設資材、堆肥化などへの利活用を推進します。

(2) **家畜排せつ物のエネルギー利用等の推進**

家畜排せつ物の農地以外での利活用を促進するため、エネルギー源としての利用の推進を図ります。

(3) **バイオマス産業都市構想に対する支援**

バイオマスの生産から利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特性を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す「バイオマス産業都市構想」等の実現に向け、必要な助言、指導を行い、取組を支援します。

(4) **バイオマスの利活用の普及啓発**

食品や建設など各産業におけるバイオマスの利活用について、県民、事業者等を対象としたリサイクル推進のセミナー等を開催し、普及啓発を図ります。

【参考】 生ごみのエネルギー利用と環境負荷軽減

土浦市では、平成 22 年 3 月に「土浦市バイオマスタウン構想」を策定し、生ごみ等食品廃棄物の利活用を推進しています。生ごみの資源化に向けた「生ごみ分別収集事業」は、今まで可燃ごみとして排出されていた生ごみを分別収集し、市内の民間食品廃棄物リサイクル施設において、メタン発酵処理によるバイオガス化及び堆肥化されるものです。平成 27 年 4 月から、生ごみと併せてプラスチック製容器包装の分別収集を市内全域で展開し、焼却処理量の削減とリサイクルの向上、CO2 削減など環境負荷の軽減に寄与しており、大きな成果を上げてます。

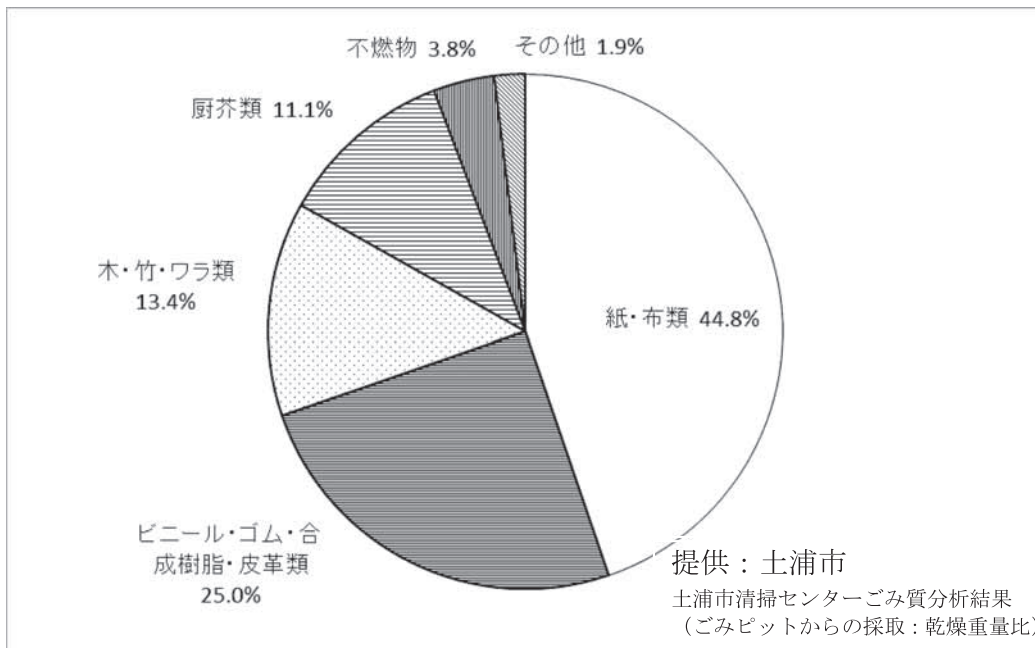
【民間食品廃棄物リサイクル施設の概要】

施設名	日立セメント(株) 神立資源リサイクルセンター バイオプラント
所在地	茨城県土浦市東中貫町 6-8
稼働年月	平成 24 年 7 月
処理能力	135.9 t / 日
対象物	一般廃棄物(生ごみ・し尿処理脱水汚泥・可燃ごみ(夾雑物に限る))
用途	一般家庭、商業施設、食品工場等で発生した生ごみ等のバイオマスを受け入れ、バイオプラントにおいてメタン発酵処理を行う。回収されたバイオガスは同社の焼却施設の助燃料(重油)の代替燃料として利用し、発酵残渣は乾燥し堆肥化している。

○ 土浦市の一般廃棄物（可燃）の組成

土浦市の一般廃棄物（可燃）の組成(平成 25 年度)は、紙・布類が 44.8%と最も多く、次いでビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類 25.0%、木・竹・ワラ類 13.4%、厨芥類（生ごみ）11.1%、不燃物 3.8%、その他 1.9%となっています。

《ごみ質の分析結果（平成 25 年度）》



第5節 循環型社会形成のための普及啓発等に関する施策

1 県民への啓発【重点】

3Rを推進するためには、県民の理解と協力が不可欠であり、子どもから大人まで県民の一人ひとりが廃棄物や環境に対する理解を深める必要があることから、今後も県民への啓発に努めます。

(1) 環境学習

1) 環境活動実践リーダーの育成

「廃棄物とリサイクル」など県民にとって身近な環境問題をテーマとした講座を開催し、環境問題についての理解を深め、環境保全活動を主体的に実践する人材を養成します。

2) 環境学習・環境保全活動

霞ヶ浦環境科学センター、エコフロンティアかさまにおいて環境学習や環境保全活動を実施します。

(2) レジ袋の無料配布中止

市町村ごとに取り組んできたレジ袋無料配布中止については、県及び県域団体等がスーパーマーケットやクリーニング店の事業者と協定を締結することにより、県全域を対象とした取組として展開してきており、今後もこの取組を拡大します。

(3) エコライフ運動の推進

1) エコライフ運動

県民の環境に対する理解を深め、環境に配慮した生活の実践を促進するため、家庭における省エネ・省資源の取組を紹介している茨城・エコ・チェックシート（環境家計簿）の普及を図るとともに、生活学校と連携しながら、地産地消や旬の食材の利用、食べ残しの削減、食品の適量購入等による食品ロスの削減などを広く呼びかける食を通じたエコライフ運動を推進します。

2) 環境にやさしい買物運動

環境にやさしい買物運動は、レジ袋や過剰包装を少なくするもので、身近に実践してもらえる方策として有効です。

県では、環境省、経済産業省や3R活動推進フォーラムと連携を図り、引き続き環境にやさしい買物キャンペーンを実施するなどの普及啓発を図ります。

(4) 茨城県集団回収優良団体表彰

県では、地域における資源物の集団回収を通して、リサイクルの推進に貢献している団体のうち、特に高い実績を上げている又は積極的な取組みを行っていると思われる団体を表彰し、集団回収の重要性に関する普及啓発を図ります。

(5) 環境保全功労者表彰

県では、環境保全意識の高揚を図るため、環境保全や環境美化に功績があった個人や団体を表彰し、県民の環境保全に対する理解を深めます。

(6) 3R行動効果の見える化【新規】

3Rの行動を進めるためには、その行動を「見える化」し、取組実施のインセンティブとすることが重要です。このため、県と市町村が連携し、県民、事業者、NPO等に対して、環境省が開発した「3R行動見える化ツール」を普及し、3Rの取組の進展を図ります。

また、事業者及びNPO等による優れた3Rの取組については、県ホームページや茨城県廃棄物再資源化指導センターが発行する広報誌等により、県民に広くPRします。

2 優良な事業者の育成・支援

(1) 地球にやさしい企業表彰

県では、環境マネジメントなどにより環境に配慮した実践行動に取り組み、その成果が顕著であり、他の模範となる企業を表彰します。

(2) 茨城エコ事業所登録制度

県では、環境に配慮した取組を実践している事業所を「茨城エコ事業所」として登録することにより、手軽に取り組める環境マネジメントの普及を図り、企業の省エネルギー対策を支援します。なお、平成27年3月末までに累計1,907事業者が登録されています。

(3) エコ・ショップ制度

県では、市町村と連携し、環境にやさしい商品の販売やレジ袋の削減など、ごみ減量化・リサイクル活動に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定する制度を推進します。なお、平成26年10月1日現在で448店舗が認定されています。